

# 定 款

日本証券金融株式会社

(制定)	昭和	2年	7月	8日				
(改正)	昭和	3年	6月		昭和	9年	6月	
	昭和	18年	8月		昭和	19年	4月	
	昭和	22年	3月		昭和	23年	1月	
	昭和	23年	11月		昭和	24年	2月	
	昭和	24年	8月		昭和	24年	12月	20日
	昭和	25年	2月	8日	昭和	27年	5月	30日
	昭和	28年	5月	30日	昭和	30年	11月	29日
	昭和	32年	5月	30日	昭和	37年	5月	24日
	昭和	38年	5月	30日	昭和	39年	5月	29日
	昭和	42年	5月	30日	昭和	48年	5月	30日
	昭和	50年	5月	30日	昭和	51年	6月	29日
	昭和	53年	6月	29日	昭和	57年	6月	29日
	平成	元年	6月	29日	平成	3年	6月	27日
	平成	6年	6月	29日	平成	10年	6月	26日
	平成	11年	6月	29日	平成	12年	6月	29日
	平成	13年	6月	26日	平成	14年	6月	25日
	平成	15年	6月	25日	平成	16年	6月	25日
	平成	17年	6月	28日	平成	18年	2月	1日
	平成	18年	6月	28日	平成	20年	6月	26日
	平成	21年	6月	26日	平成	22年	6月	25日
	平成	25年	7月	22日		2018年	6月	22日
		2019年	6月	25日		2022年	6月	23日

# 定 款

## 第 1 章 総 則

( 商号 )

第 1 条 当社は日本証券金融株式会社と称し、英文では JAPAN SECURITIES FINANCE CO., LTD. と表示する。

( 目的 )

第 2 条 当社は次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 信用取引等の決済に必要な金銭又は有価証券を、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける業務。
- (2) 金融商品取引業者又はその顧客に対し、金銭を貸し付ける業務（(1)に掲げる業務を除く。）。
- (3) 有価証券の担保を徴して金銭を貸し付ける業務（(1)及び(2)に掲げる業務を除く。）。
- (4) 有価証券の貸借（(1)に掲げる業務を除く。）又は有価証券の貸借の媒介若しくは代理業務。
- (5) 有価証券の受渡に関する代理業務。
- (6) 有価証券の管理及び保管に関する業務。
- (7) 有価証券又は各種債権の取得又は譲渡。
- (8) 国債の元利金支払の代理業務。
- (9) 信託業務及び銀行業務。
- (10) 不動産の所有、賃貸、売買及び管理。
- (11) その他前各号に付帯又は関連する業務。

( 本店の所在地 )

第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く。

( 機関 )

第 4 条 当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

( 公告方法 )

第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない

事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は200,000千株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は代表執行役が定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、代表執行役が定める株式取扱規程による。

## 第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から起算して3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

2 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役又は執行役がこれにあたる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役又は執行役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合において、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社に取締役8名以内を置く。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項により定めた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任限定)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 委員会

(委員の選定)

第 27 条 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議をもって選定する。

(委員会に関する事項)

第 28 条 各委員会に関する事項は、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。

## 第 6 章 執 行 役

(執行役の選任)

第 29 条 執行役は、取締役会の決議により選任する。

(任期)

第 30 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。

(代表執行役)

第 31 条 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。但し、代表執行役は金融商品取引業者の役員及び使用人以外の者でなければならない。

(役付執行役)

第 32 条 取締役会は、その決議によって執行役社長を選定する。

2 前項に定めるほか、取締役会の決議によって、役付の執行役を選定することができる。

## 第 7 章 執 行 役 員

(執行役員)

第 33 条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

## 第 8 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日等)

第 36 条 当社は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過

したときに、当会社はその支払の義務を免れる。